

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	44-4	担当課	消防防災安全課
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第12条第1項	許認可等の内容	火薬庫の設置及び設備等の変更の許可	
<p>○火薬類取締法 (火薬庫)</p> <p>第十二条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (火薬庫の新設又は変更の許可の申請)</p> <p>第十三条 法第十二条第一項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者は、様式第七の火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を添えて、当該火薬庫を設置しようとする場所又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事(当該場所又は所在地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該場所又は所在地を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の火薬庫工事設計明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離ならびに火薬庫の構造および設備を記載するものとする。</p> <p>[技術上の基準]</p> <p>○火薬類取締法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none">・第22条から第32条(法第12条第3項関係) <p>○告示</p> <ul style="list-style-type: none">・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示(平成27年経済産業省告示第145号)・火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準(昭和35年通商産業省告示第76号)・火薬類取締法施行規則第二十三条第四項及び第六項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離(昭和49年通商産業省告示第59号)						